

国民健康保険 課税限度額の改正について

市民生活部保険年金課

1 課税限度額について

(1) 課税限度額の考え方

- ・国はサラリーマンが加入する社会保険等とのバランスを考慮し、段階的に賦課限度額の引き上げを行っている
- ・苫小牧市も国に合わせて段階的に課税限度額の引き上げを行っている

(2) 課税限度額の本市の現状

年度	医療分		支援分		介護分		合計	
	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市
R1	61万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	96万円	89万円
R2	63万円	58万円			19万円		16万円	99万円
R3		61万円			17万円	17万円	96万円	
R4	65万円	63万円	20万円	20万円	17万円	17万円	102万円	99万円
R5		65万円	22万円			17万円	104万円	102万円
R6			24万円			106万円	104万円	

2 課税限度額の改正案について

(3) 令和7年度課税限度額(改正案)

- 所得に応じた公平な負担を求め、低中間所得者層に配慮するため、104万円から106万円への引き上げを行う(令和6年度国基準と同額)

限度額	①医療分	②支援分	③介護分	合計
引上げ前	65万円	22万円	17万円	104万円
引上げ後	65万円	24万円	17万円	106万円
差額	—	+2万円	—	+2万円

3 今後のスケジュール

日 程	内 容
令和6年 8月22日	国保運営協議会へ限度額改正について諮問
9月中旬	市議会定例会 概要説明
10月上旬	パブリックコメントの実施
12月上旬	市議会定例会 条例改正案提出
令和7年4月	改正後限度額の適用開始